

令和5年度

定期監査結果報告書

田辺市監査委員

1 監査の基準

監査の基準は、田辺市監査基準（令和2年田辺市監査委員告示第1号）に準拠している。

2 監査実施部課等の名称及び実施年月日

監 査 実 施 箇 所		実 施 年 月 日
部等の名称	課 等 の 名 称	
龍神行政局	総 務 課	令和5年10月26日
〃	住 民 福 祉 課	令和5年10月26日
〃	産 業 建 設 課	令和5年10月26日
教育委員会	龍 神 教 育 事 務 所	令和5年10月26日
消防本部	田 辺 消 防 署 龍 神 分 署	令和5年10月26日
保健福祉部	や す ら ぎ 対 策 課	令和5年11月16日
〃	障 害 福 祉 室	令和5年11月16日
〃	健 康 増 進 課	令和5年11月16日
〃	子 育 て 推 進 課	令和5年11月24日
〃	福 祉 課	令和5年11月24日
〃	市 民 総 合 セ ン タ ー 整 備 室	令和5年11月24日
教育委員会	天 神 児 童 館	令和6年1月25日
〃	末 広 児 童 館	令和6年1月25日
〃	芳 養 児 童 セ ン タ ー	令和6年1月25日
〃	南 方 熊 楠 顕 彰 館	令和6年1月25日
〃	図 書 館	令和6年1月25日
〃	美 術 館	令和6年1月25日
〃	給 食 管 理 室	令和6年2月1日
〃	ス ポ ー ツ 振 興 課	令和6年2月1日
〃	教 育 総 務 課	令和6年2月8日
〃	学 校 教 育 課	令和6年2月8日
〃	生 涯 学 習 課	令和6年2月8日
〃	文 化 振 興 課	令和6年2月8日

3 監査の概要と範囲

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づく、令和5年度の財務に関する事務（予算の執行、収入、支出、契約、現金等の出納保管、財産管理等）の執行状況等

4 監査の方法と主眼

本年度の定期監査は、田辺市監査基準に沿い、行政監査の視点を持ちつつ、財務事務全般について次の事項を主眼とし、事前に提出を求めた資料に基づき補助職員に予備調査を行わせ、本監査においては各所属長及び担当係長等から説明を受け監査を実施した。

- (1) 予算の執行は、適正かつ効果的に行われているか。
- (2) 文書類の整理及び保存は、適正に行われているか。
- (3) 物品の管理は、適正に行われているか。
- (4) 財産の管理は、適正に行われているか。
- (5) 契約の締結及び更新手続は、適正に行われているか。
- (6) 現金の取扱事務は、適正に行われているか。
- (7) 補助金の交付は、適正に行われているか。
- (8) 団体事務局の事務処理等は、適正に行われているか。
- (9) 所管課による指定管理者の管理は、適正に行われているか。
- (10) その他

所管課による指定管理者の管理（下記）については、事業報告書、協定書及び仕様書等の資料の点検、並びに所管課からの聞き取りを行った。

田辺市龍神総合交流拠点施設「季楽里龍神」

田辺市龍神温泉センター

田辺市龍神ごまさんスカイタワー

田辺市龍神木族館

田辺市龍游館

田辺市龍神丹生ヤマセミの郷

田辺市龍神宮代オートキャンプ場

田辺市高齢者複合福祉施設たきの里

田辺市立松風荘

田辺市立やすらぎ荘

田辺市障害福祉サービス事業所古道ヶ丘

紀南文化会館

5 監査の結果

監査実施部課等における事務の執行については、法令、条例及び規則等に準拠して、おおむね適正に事務処理されていると認められた。

監査結果は次のとおりで、一部の事項については留意が必要と認められるので、適正な事務の執行管理に努められたい。

(1) 予算の執行は、適正かつ効果的に行われているか。

予算の執行及び経理の状況については、おおむね適正に行われていると認められた。

ただし、調定事務においては、次の事項に留意されたい。

- ① 調定決議書に調定額の根拠となる書類が添付されていない事例が見受けられたので、添付されたい。
- ② 収入未済額の繰越しに係る調定日が田辺市会計規則に定められた日になっていないものが見受けられた。滞納繰越しの調定日は、滞納繰越しから滞納繰越しへ繰り越す場合は4月1日付けで、現年から滞納繰越しへ繰り越す場合は6月1日付けで調定を行われたい。
- ③ 年度当初から効力が発生する使用料などの調定日は、4月1日付けとされたい。
- ④ 一部の調定において、歳入金を収納してから事後調定として計上しているもの、調定として計上が漏れているものが見受けられた。なお、随時の収入のうち担当課窓口で現金を収受するような収入で、その性質上事前に金額を把握することが困難なものについては、事後調定をせざるを得ないと考えられる。ただし、会計規則に調定の時期として定められている区分に基づき、原則、歳入金の収入前に調定すべきものは調定として計上し、それに基づいて収納されたい。

また、支出負担行為については、次の事項に留意されたい。

- ① 支出負担行為決議書の起案日が支出負担行為の発生日となっていないものが、一部ではあるが見受けられた。契約に関する支出負担行為決議書の起案日は、契約締結伺いの起案日と同日にされたい。
- ② 委託料に関する支出負担行為決議書において、原課で起票し決裁後、財政課へ合議が必要な金額に係るものであるにも関わらず、合議を終えていない時点で契約額を支出していたものが見受けられた。適正な支出事務を執行されたい。
- ③ 消耗品費（追録を除く。）の支出をする際には、「支出負担行為兼支出命令決議書」を起案するのではなく、「支出負担行為決議書」を起案した上で「支出命令決議書」を起案されたい。

(2) 文書類の整理及び保存は、適正に行われているか。

- ① 文書類の整理については、文書整理簿で文書取扱者が押印すべきところに受付担当者が押印していた事例や、一部ではあるが、文書整理簿への押印が漏れていた事例が見受けられた。

文書分類表については、細分類番号の付番誤りが散見された。

文書類の保存又は廃棄については、文書廃棄目録に廃棄日、又は文化振興課若しくは図書館移管日を記入していないものや、廃棄の明示がされていないものが見受けられた。また、文書分類表に基づく保存期間が経過した文書の定期的な廃棄が行われていない事例も見受けられた。適正な文書管理と事務の効率化を推進するため、田辺市文書規程に基づき処理されるよう努められたい。

なお、市では、令和6年度から文書管理・電子決裁システムを導入し運用するに当たり、田辺市文書規程について所要の改正を行い、文書管理事務について取扱手順などを再構築することとされている。

② 職員異動に伴う事務引継ぎにおいて、事務引継書が作成されていない事例があった。職員の服務に関する規程に基づき事務引継書を作成し、後任者又は所属長の指定した職員に交付して事務を引き継がれたい。

③ 出張から帰庁した際に作成する復命書において、出張者全員が明記されていないものが見受けられた。復命書の作成は、出張の結果を上司に報告した後、旅費の支給及び精算につながるものであることから、軽易な事項について口頭により復命する場合を除き、出張の内容を明確にされるよう作成されたい。また、複数課等の職員による出張において、連名で一つの復命書として作成したものについて、原本は主管課等で保管し、主管課等以外の各課等においては副本として保管されるようにされたい。

また、旅費の伴わない近隣の市町村へのお出張においても、上司の命による公務のための旅行として、及び公務災害等への備えとして出張命令書を作成されたい。

④ 押印を要する文書に公印を使用する際、決裁済みの原議書の所定欄に公印使用日付印の押印がなされていないものが見受けられた。公印規則に沿った取扱いをされたい。また、公印を有する所管施設を管理する課等においては、その所管施設での公印の管理及び使用状況を確認されたい。

(3) 物品の管理は、適正に行われているか。

物品の管理については、おおむね適正に行われていると認められた。しかし、物品の購入に係る支出負担行為決議書に納品書の添付が漏れているものや、納品書に管理職の確認印が押印されていないものが見受けられた。物品の購入において、納品時に納品書を徴収し、管理職が検収するとともに、納品書を支出負担行為決議書に添付されたい。

課等において、管理備品に標識が貼付されていないものが見受けられた。また、市有物品と外郭団体等物品を区分し表示が明確となっていないものが見受けられた。再度、管理備品を確認し、物品管理規則等に基づき物品の適正な管理に努められたい。

(4) 財産の管理は、適正に行われているか。

財産の管理については、おおむね適正に行われていると認められた。ただ

し、財産管理規則において、財産管理者は、所管する公有財産について、使用目的や使用状況、公有財産台帳及び関係図面と公有財産の現況との照合を調査し、適正な管理に努めなければならないと定められていることから、規則に沿った公有財産の維持管理に努められたい。また、遊休施設の有効活用あるいは処分については、関係各課等との連携を図りながら、今後の方向性を検討されたい。

一部であるが、所管する施設において、使用許可申請書を徴しているが、使用許可書（証）を申請者に交付されていない事例が見受けられた。必ず、使用前に交付するようにされたい。

また、一部の公共施設に関して賃貸借契約とされているものは、見直しを検討されたい。

(5) 契約の締結及び更新手続は、適正に行われているか。

各種契約の手続については、おおむね適正に行われていると認められた。しかし、随意契約とした理由が契約締結伺いに明記されていないものが一部に見受けられた。少額の契約であっても、随意契約の根拠の明示を願いたい。また、随意契約により契約を締結しようとするときは、契約規則に基づき、1人の者から見積書を徴する規定に該当しない場合、2人以上の者から見積書を徴されたい。

契約締結伺いにおいて、一部であるが、契約締結日が契約締結伺いの起案日より前の日付になっているものが見受けられたので、整合性を図られたい。

工事や委託の契約に関する一件書類において、契約相手方から徴した届出書類に日付が記入されていないものが散見された。契約相手方からの届出による意思表示を明確にするためにも、日付を含め記載事項を明確にした届出書類を徴されたい。

(6) 現金の取扱事務は、適正に行われているか。

現金の取扱いについては、おおむね適正に行われていると認められた。現金の取扱いは、複数人で確認をするなど引き続き管理の徹底をされたい。

ただし、現金を担当職員のみで保管し、取扱いをしていた事例があった。職員が現金を取り扱うことによるリスクを軽減し、安全性や透明性を高めるためにも、現金取扱手順を整備し、複数の職員による厳格な管理体制等確立し充実するなどして、適正な現金取扱事務の執行に努められたい。また、所管施設においても同様の取扱事務の執行に努められるとともに、所管課から現金取扱に関する注意喚起を引き続きされたい。

切手類の取扱いについて、受払簿へ記入し、残数の確認は複数人で行い、金庫等鍵のかかる場所に保管するなど、現金と同様の取扱いをされたい。

同様に、タクシー券の取扱いについて、使用簿等を作成し、交付先や使用目的等を明確にし、複数人の確認のもと現金と同様の取扱いをされたい。

(7) 補助金の交付は、適正に行われているか。

補助金交付事務については、おおむね適正に行われていると認められた。

ただし、補助金交付要綱の策定がなされず、田辺市補助金等交付規則を運用

して補助金の交付が行われているものが見受けられた。田辺市補助金等交付規則は、補助事務の流れ、手続の基本形式を定めているもので、各種補助の目的、補助対象者、補助の対象事業、補助対象経費、補助金額や補助率等は、原則、それぞれの補助金交付要綱で定めるものであることから、速やかに各補助金の交付要綱の策定を検討されたい。

また、補助金の交付に当たっては、実績報告書を十分精査し、交付額の確定を行われたい。

引き続き、田辺市補助金等交付規則及び補助金交付要綱に基づき、交付事務の適正な執行に努められたい。

(8) 団体事務局の事務処理等は、適正に行われているか。

所管する団体事務局の事務においては、おおむね適正に行われていると認められた。

団体事務局の出納については、公金に準ずるものとして取扱い、収支の調書を作成するなど、引き続き複数の職員による管理体制等を充実し、適正な事務の執行に努められたい。また、現金、通帳、キャッシュカード、印鑑等の取扱いや保管については、事務手順を整理し、複数の職員による厳格な管理体制等を確立し充実するなど、適正な事務の執行に努められたい。

(9) 所管課による指定管理者の管理は、適正に行われているか。

所管課による指定管理者の管理については、事業報告書等を点検して、指定管理者が適正な運営を行っているかを確認し、経営状況も把握した上で必要に応じて指導されたい。

また、事業年度終了後の指定管理者へのモニタリング調査を速やかに行い、モニタリング結果を活用し、時機を逸しない支援や対策を市全体で指定管理者と一緒に取り組まれたい。

(10) その他

田辺市監査基準（令和2年田辺市監査委員告示第1号）において、監査委員が行うこととされている監査、審査その他の行為は、市の事務の管理及び執行等について、法令に適合し、正確で、効率的かつ効果的な実施を確保し、住民の福祉の増進に資することを目的としている。そして、定期監査を実施する中では、この基準に基づいて、法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努められているか重視した。

我が国では少子高齢化が急速に進み、人口減少社会に突入しているが、田辺市においても市町村合併当時85,667人（平成17年4月28日現在の住民基本台帳による）だった人口が、令和6年1月末には68,357人（住民基本台帳による）まで減少している。人口減少社会においても行政サービスを安定的、持続的、効率的かつ効果的に提供していくことが求められている。

ここ数年来、新型コロナウイルスによる感染症は私たちの社会や地域経済、市民生活に多大なる影響を及ぼしていたが、昨年5月によりやく様々な制限が緩和され、以前の活気を取り戻そうとしている。しかし、エネルギー価格や物価の高騰による影響を受け、先行きは引き続き未だ不透明で予断を許さな

い状況である。

こうした中、市においても、地域経済の下支え及び市民生活の支援として、国の財政支援を活用しながら、様々な施策を実施し、その対応を図ってきた。また、令和6年5月には新庁舎に移転し業務を開始することにより、新庁舎を拠点とした新たなまちづくりへの取組、現庁舎移転後の跡地活用を含む田辺湾全体を見据えた田辺ONE未来デザインへの取組、さらには、子ども・子育て環境の充実や、地域のデジタル化・脱炭素化の推進、防災・減災対策、公共施設の老朽化対策、産業振興、社会保障費や公債費負担など多額の財政需要が見込まれるものと考えられる。

市では、人口減少や少子高齢化等の影響を受け、歳入の減少が懸念される中においても、近年は安定した財政状況を継続しているが、合併特例事業債も近い将来、発行可能額の全額を借り入れる見込みである。このような中、森林環境譲与税等の地域に根差した幅広い活用を検討する一方、有利な地方債の活用、並びに自主財源となる歳入の確保にも努められたい。そのためにも、公有財産の管理及び処分の適正化、並びに効率的運用をさらに推し進められるとともに、債権管理の一層の適正化が求められていることから、債権管理条例の策定を望むものである。

また、行政サービスの提供等の事務上のリスクを評価及びコントロールし、事務の適正な執行を確保する体制、いわゆる内部統制体制を整備及び運用することが、現行では都道府県及び指定都市では義務付けられおり、指定都市以外の市町村では努力義務とされている。市としては、できるだけ早い時期に、既に構築されている事務の手順を基にして、チェック機能を備えた独自の内部統制の整備を進めていくよう望むものである。

第33次地方制度調査会による「ポストコロナの経済社会に対応する地方制度のあり方に関する答申」において、「DXの進展を踏まえた対応」、「地方公共団体相互間の連携・協力及び公共私連携の深化」、「大規模な災害、感染症のまん延等の国民の安全に重大な影響を及ぼす事態への対応」が提言された。

市では、地方行政のあり方の課題へ適切な施策で対応されるとともに、時代の潮流を捉えたまちづくりを推進し、業務の効率化、職員の適正配置及び健康安全管理にも努められたい。

今、時代の大きな転換期を迎えている中で好機と捉え、先手を打って「次なる田辺創生のスタート」として、未来につながる歩みを進め、希望ある将来を切り拓いていく取組を期待したい。